

平成 20(2008)年 4 月 2 日
独立行政法人 都市再生機構

平成 19 年度独立行政法人都市再生機構事業評価 監視委員会の開催等について

独立行政法人都市再生機構では、平成 20 年 3 月 21 日に平成 19 年度第 3 回事業評価監視委員会を開催しましたので、その開催概要等についてお知らせいたします。

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 業務企画部 事業監理室
(電話) 045-650-0384
本社 加タマ-コミュニケーション室 報道担当
(電話) 045-650-0887

——— 街に、ルネッサンス ———



UR 都市機構

平成 19 年度独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会の開催等について

1. 平成 19 年度第 3 回事業評価監視委員会の開催概要

(1) 開催日等

- ① 日 時：平成 20 年 3 月 21 日（金） 16:00～18:00
- ② 開催場所：独立行政法人都市再生機構 新宿アイランドタワー 15 階大会議室

(2) 事業評価監視委員会委員

- ・ 巽 和 夫（委員長）（京都大学名誉教授）
- ・ 黒 川 洸（委員長代理）（東京工業大学名誉教授）
- ・ 高橋 潤二郎（委員長代理）（慶應義塾大学名誉教授）
- ・ 井 上 繁（委員）（常磐大学コミュニティ振興学部教授）
- ・ 岸 井 隆 幸（委員）（日本大学理工学部教授）
- ・ 小澤 紀美子（委員）（東京学芸大学教育学部教授）
- ・ 杉 浦 浩（委員・新任）（株式会社セントラルプラザ代表取締役社長）
- ・ 田中 順一郎（委員）（三井不動産株式会社常任相談役）
- ・ 奈良 道 博（委員）（弁護士）

なお、岸井委員、小澤委員、田中委員は欠席されております。

(3) 議事

- ① 本委員会の審議内容等について
- ② 再評価実施事業（国際文化公園都市地区）の対応方針案について
 - ・ 審議
 - ・ 意見具申
- ③ 委員会運営要領等の改正について
 - ・ 事業評価監視委員会規程：平成 20 年 3 月 21 日改正内容（報告）
 - ・ 事業評価監視委員会運営要領の改正案について - 審議 -
- ④ 都市再生事業実施に係る基準案について
 - ・ 審議
 - ・ 意見具申

(4) 議事概要

- ① 本委員会の審議内容等について
今回の審議事項及び報告事項の概要について、機構から説明を行った。
- ② 再評価実施事業（国際文化公園都市地区）の対応方針案について
対象事業（1 件）について、事業目的、事業の実施環境等の概要、対応方針案及び対応方針案決定の理由について機構から説明を行ったのち、委員会において審議された結果、別紙のとおり意見具申があった。

③ 事業評価監視委員会運営要領等の改正について

当運営要領の改正案について、事業評価監視委員会規程の改正内容と合わせ、機構から説明を行ったのち、委員会において審議された結果、当運営要領の改正が行われた。

④ 都市再生事業実施に係る基準案について

当基準案について、パブリックコメントの結果報告等と合わせ、機構から説明を行ったのち、委員会においてその妥当性について審議された結果、平成 20 年度から当基準案により検証を行うことが了承された。

2. 再評価実施事業の対応方針

(平成 20 年 3 月 31 日 都市機構にて決定)

| 地区名 | 事業手法 | 対応方針 |
|------------|------------|---------------|
| 国際文化公園都市地区 | 特定土地区画整理事業 | 計画を見直した上で事業継続 |

3. 事業評価監視委員会提出資料等の公開

平成 20 年 4 月上旬を目途に都市機構支社等にて閲覧に付します。

以 上

【別紙】

再評価実施事業の対応方針案とそれに対する委員会の意見

| 地区名 | 所在地 | 対応方針案 | 左記に対する事業 評価監視委員会の 意見 |
|--|--------------------|--|--|
| | | 理由 | |
| <small>こくさいぶんかこうえん</small> 国際文化公園 <small>としち</small> 都市地区 [特定土地区画 整理事業] | 大阪府 茨木市 ・箕面市 | 計画を見直した上で事業継続 | 対応方針案は妥当 ・当地区は北大阪丘陵 地域の枢要なプロジ ェクトとして関係者 が連携して推進して いる。 このことを踏まえ、 周辺の基幹インフラ 整備の進捗状況を見 極めつつ、今後のまち づくりについても、機 構が一定の責務を果 たすべきである。 |
| | | [理由及び見直し内容] 前回再評価に基づき、西部から段階的に 整備に着手してきたところであり、西部に ついては事業が順調に進捗し、良好なまち づくりが進められている。 ・ 中部については、関係者が連携して施 設立地の早期実現に向け、鋭意取り組ん でいるが、現時点で立地が確定していな いため、事業計画を見直すものとする。 ・ 東部については、以下の理由から、機 構が施行主体となって事業を実施するこ とは困難であるため、事業計画を抜本的 に見直すものとする。 ① 今後の手続き等の事業工程を考慮す ると、平成 25 年度までに東部の工事完 了は見込めない。 ② 西部及び中部において今後大量の用 地を販売することから、東部で今後事業 を実施しても、平成 30 年度までに用地 処分の完了は見込めない。 地区の位置づけや地域ポテンシャルを踏 まえ、機構は今後の東部のまちづくりにつ いて、地元公共団体等の関係者と速やかに 調整を進める。 | |

以上